

## 1. 政策及び15年度重点施策等

<b>政 策</b>	金融機関等の法令遵守に対する厳正な対応
<b>15年度 重点施策</b>	的確で厳正な行政処分 行政処分等において行った法令解釈の周知 事務ガイドラインのタイムリーな整備、見直し 業界自主規制ルールの策定
<b>参考指標</b>	行政処分の実施状況（行政処分件数） 法令解釈の説明状況 事務ガイドラインの整備・見直し状況 業界自主規制ルールの策定状況

## 2. 政策の目標等

<b>法定任務</b>	預金者、保険契約者、投資者等の保護
<b>基本目標</b>	金融機関等が金融サービスを公正に提供していること
<b>重点目標</b>	金融機関等の法令遵守態勢が確立されていること

## 3. 政策の内容

### (1) 的確で厳正な行政処分

預金者、保険契約者、投資者等を保護するためには、金融機関等に対し、業務に関連する諸法令等を遵守させることにより、業務運営の適切性、健全性の確保を図ることが必要です。このため、金融庁では、立入検査、報告の徴求等により事実関係を把握し、法令違反等の事実が確認された場合には業務改善命令・業務停止命令等の行政処分を行います。

### (2) 行政処分等において行った法令解釈の周知

同種の法令違反による行政処分等の事例が多発した場合や法令適用にあたって新たな行政判断を伴った行政処分を行った場合に、これらの処分等において行った法令解釈の周知を積極的に図ることにより、同種の事案の発生を防止するとともに、各社の内部管理態勢の改善を図ります。

### (3) 事務ガイドラインのタイムリーな整備、見直し

法令改正や制度・慣行の変更等を受けて、監督事務の運営上必要と認められる事項について、適時に事務ガイドラインの整備、見直しを行います。

#### (4) 業界自主規制ルールの策定状況

政府が定める法令等に加えて、業界団体等に法令遵守に関する自主規制ルールを整備することを促し、金融機関等の法令遵守態勢の確立を図ります。

### 4. 現状分析及び外部要因

金融取引が高度化・複雑化し、市場の変動も激しい中で、預金者、保険契約者、投資者等の保護のためには、金融サービスに関わる事業者の厳正な法令遵守が求められています。また、法令遵守については、コーポレートガバナンスの問題もあわせて考えていく必要があります。

### 5. 事務運営についての報告及び評価

#### (1) 事務運営についての報告

的確で厳正な行政処分

##### ア．預金取扱金融機関

本人確認義務違反や顧客情報の漏洩など内部管理態勢に重大な問題があると認められた38の預金取扱金融機関に対し、法令等遵守に係る経営姿勢の明確化等を内容とする業務改善を命ずる処分を実施し、改善状況のフォローアップを行いました。

##### イ．保険会社

虚偽説明、重要事項説明未済等といった保険募集における法令違反が認められた2社に対し、保険契約の締結及び募集の業務（自動継続による契約の更新を除く）の業務停止を命ずる処分を実施したほか、違法な募集行為に係る不祥事件の届出がなされていなかった1社に対し、その再発防止に向けた保険募集管理態勢の充実・強化等といった業務改善を命ずる処分を実施し、改善状況のフォローアップを行いました。

##### ウ．証券会社等

証券会社については、実勢を反映しない作為的相場形成、特別な利益提供を約した勧誘、本人確認法違反等の法令違反行為が認められた延べ16社に対して、1日から10日間の一部業務停止を命ずる処分や内部管理態勢の充実・強化、役職員の法令遵守の徹底、再発防止策の策定等を内容とする業務改善を命ずる処分を実施し、改善状況のフォローアップを行いました。

投資顧問業者については、業務停止命令中の投資助言等の法令違反行為が認めら

れた2社に対して、登録を取り消す処分を実施したほか、助言契約を締結して、又は何ら契約を締結することなく顧客のために行なった証券取引行為等の法令違反行為が認められた3社に対して、内部管理態勢の充実・強化、役職員の法令遵守の徹底、再発防止策の策定等を内容とする業務改善を命ずる処分を実施し、改善状況のフォローアップを行いました。

## エ．貸金業者等

貸金業者（財務局登録に係るもの。以下同じ）については、法定利息を上回る利息の受領や取立て行為等について法令違反が認められた9社に対して、業務停止を命ずる処分を実施したほか、登録取消事由に該当した2社に対して、登録を取り消す処分を実施しました。

商品投資販売業者については、商品取引所法に基づき業務停止の処分を受けている事実を投資者に説明しなかったこと等の法令違反が認められた延べ3社に対して、業務停止を命ずる処分を実施したほか、投資者保護の観点から適切な措置を講ずること等について業務改善を命ずる処分を実施しました。

抵当証券業者については、抵当証券の買戻しにおいて、取引約款に則った運営がなされず、抵当証券購入者の利益を害する事実があると認められた1社に対して、業務改善を命ずる処分を実施しました。なお、同業者は抵当証券業を廃業し、その後、(財)抵当証券保管機構による弁済受領等業務が開始されることになりました。

### 【資料1 行政処分の実施状況】(15年7月～16年6月末)

	法令違反等に対する処分件数
銀行等	17
信用金庫	4
信用組合	7
労働金庫等	10
保険会社	3
証券会社	16
投資顧問業者	5
貸金業者	11
商品投資販売業者	3
抵当証券業者	1
計	77

行政処分等において行った法令解釈の周知

公表することに特に問題のある場合を除き、行政処分を行った場合には積極的に公表を行い、行政処分において行った法令解釈の周知を図っています。

また、平成 15 年 7 月より、証券会社における同種の法令違反の発生の防止及び法令遵守態勢の確保等の観点から、行政処分等において行った法令解釈の 10 事例について、その内容を「証券取引法令解釈事例集」として公表するとともに、日本証券業協会を通じて全ての証券会社に通知しています。

貸金業規制法関係については、15 年 8 月に文書をもって、全国貸金業協会連合会に対して、行政処分を行った事例について、同連合会傘下の各都道府県の貸金業協会及びその傘下の会員（貸金業者）への周知徹底を要請しました。

#### 事務ガイドラインのタイムリーな整備、見直し

事務ガイドラインは、行政の運営に当たって、見解の統一を図っておく必要のある法令の解釈や事務の進め方などについて取りまとめたものであり、法令遵守の確立のために有効なものです。

平成 15 事務年度においては、以下の改正を行いました。

ア．預金取扱金融機関関係については、ヤミ金融業者等により預金口座を利用した悪質な事例が大きな社会的問題となっていることを踏まえ、15 年 9 月に、事務ガイドラインを改正し、「当局が預金口座の不正利用に関する情報（具体的には、当該口座に振込みを行うよう、架空請求がなされたとの情報等）について、情報入手からの同意を得ている場合には、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が開設されている金融機関及び警察当局への情報提供を速やかに実施すること」としたほか、金融機関の口座管理に係る業務運営の適切性等を検証し、行政処分を検討する際の着眼点を明らかにしました。

また、15 年 3 月に公表された「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」に基づき、15 年 7 月に、事務ガイドラインを改正し、貸し手の責任において整備すべき与信取引に関する説明態勢及びそれを補完する相談苦情処理機能について、主として中小企業向け貸付及び個人保証関係を念頭において、当局が銀行の内部管理態勢の検証を行う際の着眼点を類型化して示しました。

さらに、同プログラムに基づき、16 年 5 月に、従来の早期是正措置及び早期警戒制度が視野に入れていた領域に加え、コーポレートガバナンスや経営の質、地域貢献が収益力・財務の健全性に与える影響等の視点も取り入れた、より多面的な評価に基づく総合的な監督体系を確立するため、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」を策定・公表しました。

イ．貸金業関係については、15 年 7 月に、貸金業の規制等に関する法律等の一部改正法（以下、「ヤミ金融対策法」という。）が成立したことに伴い、15 年 10 月、取立て行為規制（威迫等による取立ての禁止）の具体化など事務ガイドラインの全面

的な見直しを行いました。

ウ．不動産特定共同事業関係については、16年3月に、事務ガイドラインを改正し、不動産特定共同事業契約の成立前の書面の交付の際の説明方法について見直しを行いました。

エ．確定拠出年金運営管理機関関係については、16年4月に、事務ガイドラインを改正し、登録の申請、届出関係の規定を整備するとともに、今後における運営管理機関の監督ルールを明確にするため、加入者保護の観点から新たに行き準則の解釈の明確化に関する規定を設けました。

### 業界自主ルールの策定

#### ア．預金取扱金融機関

ヤミ金融業者等により預金口座を利用した悪質な事例が大きな社会的問題となっていることを踏まえ、平成15年9月、業界団体に対し、傘下金融機関において、本人確認を更に徹底するとともに、必要に応じて預金取引停止又は預金口座解約を行う等、適切な口座管理に一層努め、法令に基づく厳正かつ適切な対応をとるよう、文書で要請しました。

これを踏まえ、全国銀行協会において、「盗難通帳による払出し」ならびに「口座不正利用」に係る対応について、会員銀行における取り組みに係る理事会申し合わせが行われました。

これによると、「盗難通帳による払出し」への対応として、副印鑑制度の廃止も含めた印影偽造への取り組みと注意喚起のための広報活動の強化等の対応を図るとし、「口座不正利用」への対応として、適切な口座管理と口座利用停止や口座解約などの措置を実施するとしています。

偽造キャッシュカードの問題については、これまでも金融団体との意見交換会等の機会を捉え、金融機関に対し適切な対応策の検討を要請してきました。

これらを踏まえ、6月22日、全国銀行協会において偽造キャッシュカードに係る被害届けの提出についての申し合わせを行いました。

これによると、ATM管理銀行（出金銀行）において、「いわゆる偽造キャッシュカードによる預金等引出し」を確認した場合には、速やかに所轄の警察署へ連絡のうえ、ATM管理銀行（出金銀行）からすべて「窃盗罪」による被害届を提出することとしたほか、顧客の取引銀行（勘定銀行）において被害届を提出することが必要な特段の事情がある場合には、顧客の取引銀行（勘定銀行）から、関連する別の犯罪による被害届を提出することとしました。

## イ．保険会社

15年5月、公正取引委員会は、がん保険の販売に関し、一部保険会社に対し排除命令を発するとともに、がん保険等の第三分野商品の広告などが不適正であるということで、保険会社数社に対して調査した結果を公表しました。

保険業法においても、顧客等に誤解を与える表示を行うことについては禁止されており、加えて、保険会社には、契約者に対して、商品内容について、わかりやすい説明を心がけることが求められています。

金融庁としても、こうした点を踏まえ、事務ガイドラインの改正を行い、業界団体に対し、傘下保険会社において、広告表示等の再点検を行うことにより、保険商品の広告表示等の適正化が図られるよう、文書で要請しました。

これを踏まえ、生命保険協会において、生命保険商品に関する「適正表示ガイドライン」が策定されました。

## ウ．証券会社

証券取引法上の認可団体である日本証券業協会において、証券市場の円滑な運営を図るため、協会員に適用される各種自主規制ルールを策定しています。主なものとしては、証券従業員の行為規準、協会員の内部管理態勢、協会員の投資勧誘・顧客管理等に関する諸規則です。

また、日本証券業協会は、15年12月に行われた金融審議会第一部会の「自主規制業務の遂行体制としては、他の業態から独立して行われるよう担保すべきである」との報告を受け、16年7月より独立的な運営を行う自主規制部門を設置・運営しています。

## エ．貸金業者

貸金業者については、15年7月にヤミ金融対策法が成立したことに伴い、全国貸金業協会連合会が、16年4月に自主規制基準（例）の改正を行いました。この改正された基準例を基に、同連合会傘下の各都道府県の貸金業協会が、それぞれの自主規制基準等を改正し、その傘下の会員（貸金業者）に対して業務の適正な運営に努めるよう指導しています。

## （２）評価

### 預金取扱金融機関

行政処分を受けた金融機関においては、法令遵守態勢に係る組織体制の見直しや、内部管理態勢の強化に向けた取組みが行われています。

しかしながら、今後とも、金融機関に対し法令遵守の一層の徹底を図るため、法令違反等に厳正に対処すること等の措置を講ずることが必要と考えています。

## 保険会社

行政処分を受けた保険会社においては、法令等遵守にかかる全役職員等に対する教育の徹底や組織体制の整備・充実、保険募集管理態勢の充実・強化といった取組みが行われています。

しかしながら、保険商品が多様化している中で、今後とも、保険契約者保護の観点から、法令遵守の一層の徹底を図るため、法令違反等に厳正に対処すること等の措置を講ずることが必要と考えています。

## 証券会社

行政処分を受けた証券会社においては、内部管理態勢の整備、各種研修の実施、法令等遵守部門の機能強化等、適切な業務運営の確立に向けた取組みが行われています。

しかしながら、多様な投資者による幅広い市場参加を促す観点から投資者の保護、市場の公正性の確保が強く求められており、今後とも、法令遵守の一層の徹底を図るため、法令違反等に厳正に対処すること等の措置を講ずることが必要と考えています。

## 貸金業者等

ア．行政処分を受けた貸金業者等についてみると、

(ア) 貸金業者においては、内部体制の見直し、社員教育の実施といった法令遵守向上に向けた取組みが行われています。

また、金融庁では、ヤミ金融対策法が成立したことに伴い、事務ガイドラインを整備しました。さらに業界団体による自主ルールの策定が行われるなど、貸金業者の法令遵守に資する取組みが行われています。

(イ) 商品投資販売業者については、法令違反を行った社による商品ファンドの新規販売等が停止されました。

(ウ) 抵当証券業者については、抵当証券保管機構による弁済受領等業務が開始されたことによって、機構を通じて元利金の支払いが行われることになり、購入者の保護が図られることになりました。

イ．しかしながら、貸金業者等については、資金需要者等保護の観点から、今後とも、法令遵守の一層の徹底を図るため、法令違反等に厳正に対処すること等の措置を講ずることが必要と考えています。

以上のように、立入検査、報告の徴求等により事実関係を把握し、法令違反や法令遵守態勢等の問題に対して厳正な行政処分を講じることに加え、事務ガイドラインの整備、行政処分等において行った法令解釈の公表、業界を通じた再点検の要請や自主ルールの策定を促すことにより、法令遵守の取組み等が促されています。

## **6．今後の課題**

金融取引が高度化・複雑化し、市場の変動も激しい中で、金融機関等による法令違反等は、今後様々な形で行われるおそれがあります。したがって今後とも、立入検査、報告の徴求等を的確に実施し実態把握に努め、法令違反等が確認された場合には、厳正な行政処分を行うとともに、引き続き、行政処分等において行った法令解釈の周知及び行政処分に係る事務ガイドラインの整備等の措置を講じていく必要があります。加えて、業界や関係機関との情報交換や国民への情報提供について充実に図っていく必要があります。

## **7．当該政策に係る端的な結論**

政策の達成に向けて成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。

## **8．学識経験を有する者の知見の活用**

政策評価に関する有識者会議

## **9．注記（政策効果の把握方法又は使用資料等）**

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、行政処分の実施状況等を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 行政処分の実施状況

## **10．担当部局**

監督局総務課、総務課協同組織金融室、銀行第1課、銀行第2課、銀行第2課金融会社室、保険課、証券課